

2014.9.2(Tue)－3(Wed)

対象

大学生・法科大学院生・法科大学院修了生

青年法律家協会 弁護士学者合同部会

2014年度 学生セミナー

法律家として 何ができるのか—

人権侵害の歴史

ハンセン病は希にしか感染・発症せず、投薬で完治する病気です。

しかし、国は「らい予防法」を制定し、ハンセン病への差別を煽り、患者を国中から各地の療養所に強制収容しました。

その結果、患者たちは生涯、社会復帰が極めて困難な状況に追い込まれました。

2001年5月、熊本地裁は「らい予防法」を違憲と断じ国に損害賠償を命じました。

圧倒的な世論に押され、国は控訴を断念して判決が確定しました。

しかし、元患者への差別は根強く残り、元患者は失った「人生」を取り戻せません。

現場の声から考える

園内で生活する元患者の方から直接、被害の実態を聞き、裁判により何が回復できたのか、今後何が求められているのかを考えてみませんか。

人権問題にかかわる弁護士も参加します。

弁護士のやり甲斐や魅力についても、聞くことができます。

是非ご参加ください。

くりう らく せん えん

ところ 国立療養所 栗生楽泉園

場 所 群馬県 草津 国立療養所 栗生楽泉園

(栗生楽泉園内の宿泊施設に宿泊)

日 時 2014年9月2日(火)13時30分～3日(水)12時頃

(草津栗生楽泉園自治会前集合、現地解散)

園内見学

2014年4月公開の「重監房資料館」ほか、園内を見学します。
上野格弁護士(ハンセン病国賠訴訟弁護団)からの解説や、園で生活している元患者の方からのお話を聞きます。



「新人弁護士奮闘記」

新人弁護士から、事件への取り組み、青法協との関わり、試験に向けた勉強方法などについてお話をします。

懇親会

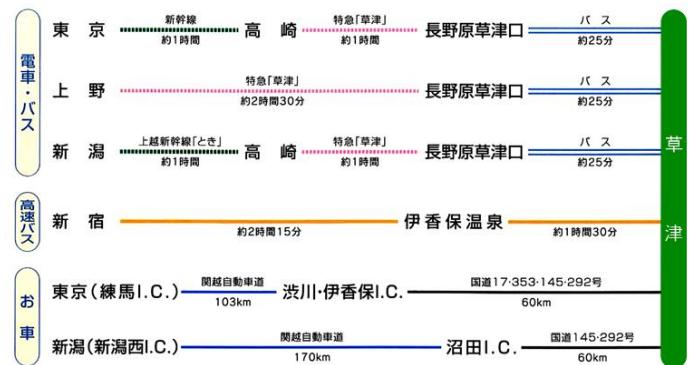
楽しく食事をしながら参加者同士や
弁護士との交流を深めます。

アクセス

JR吾妻線 長野原草津口駅下車
草津温泉行きバス乗車 終点バスターミナル下車
タクシーにて「栗生楽泉園自治会前」へ
(新宿駅発の高速バスもあります。)

参加費

宿泊・飲食費として3,000円
(往復の交通費は自己負担)



申込先

青年法律家協会 弁護士学者合同部会

Mail : bengaku@seihokyo.jp

(①氏名、②所属、③電話番号、④性別、⑤宿泊の有無をお知らせ下さい)

締切 8月15日

お問合せ

担当弁護士 田村 優介 (城北法律事務所)

Mail : tamura@jyohoku-law.com

Tel : 03-3988-4866